

愛知の水産関連年表（その 20：平成 21 年から平成 25 年まで）

西暦	和暦	月日	事 項	
2009	H21	2/27	平成 20 年度水産試験場研究発表会（於蒲郡市・水産試験場）	
		3/29	田原、宇津江、泉、伊川津、福江、清田、伊良湖岬の 7 漁協が合併仮契約書に調印	
		4/7	愛知県漁場環境・生態系保全対策協議会設立総会	
		4/21	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、アユ採捕の禁止期間変更	
		4/22	豊橋市外海、六連、神戸、赤羽根の 4 漁協が合併仮契約書に調印	
		4/23	水産庁が「愛知県漁場環境・生態系保全対策協議会」を承認	
		5/7	マッコウクジラが名古屋港に漂着	
		5/23	海の植林「アマモ苗移植活動」開催（於蒲郡市西浦町）	
		6/11	内海漁協と豊浜漁協が合併仮契約書に調印	
		6/13	平成 21 年度愛知の水産研究活動報告会（於名古屋市・水産会館）	
		8/8	水産試験場公開デー（於蒲郡市・水産試験場）	
		8/8	里海の森学習会「海のゆりかごの秘密」開催（於蒲郡市・水産試験場）	
		8/31	2008 年（第 12 次）漁業センサス結果の概要公表	
		10/26	親鰻放流祭（於一色町）	
		11/1	田原、宇津江、泉、伊川津、福江、清田及び伊良湖岬漁協が合併し、渥美漁協を設立（10/23 認可）	
		11/1	赤羽根漁協が豊橋市外海、六連及び神戸漁協を吸収合併し、愛知外海漁協に名称変更（10/23 認可）	
		11/14	海の植林「アマモ種まき活動」開催（於蒲郡市形原町）	
		11/8	研究集会「第 5 回伊勢湾・三河湾の環境と漁業を考える」開催（於常滑市・鬼崎漁協）	
				この年の豊川河口六条潟のアサリ稚貝採捕量は 4,716 トン（採捕許可期間：①7/1～8/31、②9/1～10/31、③11/1～12/31）
				ノリ養殖経営体数は 314 経営体（水産業の動き 2012）
2010	H22	2/1	豊浜漁協が内海漁協を吸収合併（1/20 認可）	
		2/19	平成 21 年度水産試験場研究発表会（於蒲郡市・水産試験場）	
		3/1	第 5 代漁業取締・水質調査兼用船「へいわ」（33 トン、アルミ合金船）竣工（第 4 代漁業取締船「へいわ」（H1）、第 2 代水質調査船「しらなみ」（S62）両船の機能を兼ね備えた代船）	
		3/16	愛知県のイカナゴ漁業が水産エコラベル（MEL）認証を取得（全国 4 例目）	
		4/	（独）水産総合研究センターが世界初のウナギ完全養殖の成功	
		6/	中部地整、「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」検討を開始	
		6/5	平成 22 年度愛知の水産研究活動報告会（於名古屋市・水産会館）	
		6/22	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、「は具」のうち「まんが」の取扱いを規定	
		7/7	愛知鰻養殖漁協が解散	
		8/6	名古屋港、「国際コンテナ戦略港湾」に落選、京浜港（東京・川崎・横浜港）、阪神港（神戸・大阪港）が選定	
		8/7	水産試験場公開デー（於蒲郡市・水産試験場）	
		10/18～29	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）（於名古屋市）	
		10/26	親鰻放流祭（於一色町）	
		11/12	第 53 回全国内水面漁業振興大会（於名古屋市・ウインク愛知）	
		11/20～23	あいちのふるさと農林水産フェア（於名古屋市・名古屋ドーム）	
		12/4	研究集会「第 6 回伊勢湾・三河湾の環境と漁業を考える」開催（於桑名市・はまぐりプラザ）	

			この年の豊川河口六条潟のアサリ稚貝採捕量は 2,892 トン（採捕許可期間：①7/29～9/30、②10/1～11/30）		
			ノリ養殖経営体数は 279 経営体（水産業の動き 2012）		
2011	H23	2/22	国交省、第 3 回名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画検討委員会で中部国際空港沖を候補地に決定		
		2/23	愛西漁業生産組合（愛西市草平町、シジミ漁業）が設立		
		2/24	尾張蜆漁業生産組合（弥富市五明、シジミ漁業）が設立		
		2/24	第 7 次愛知県水質総量削減計画（COD を 90→82 トン/日、N を 63→62 トン/日、P を 5.0→4.9 トン/日に削減）が策定		
		2/25	平成 22 年度水産試験場研究発表会（於蒲郡市・水産試験場）		
		3/1	シジミを対象とした貝けた網漁業を許可		
		3/11	東日本大震災の津波で赤羽根漁港の漁船 2 隻が被災		
		3/15	福島県、組合長会議で全沿岸漁業の操業自粛を決定		
		3/28	第 6 次愛知県栽培漁業基本計画（水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）を策定（生産数量及び放流サイズの見直し（大型化）、全魚種共に直接放流）		
		3/29	愛知県資源管理協議会を設立（資源管理・所得補償対策がスタート）		
		4/5	茨城県沖で漁獲されたイカナゴから高濃度の放射能（ヨウ素 131）が検出された旨新聞報道		
		4/11	県漁連、三河港港湾計画改訂に合意		
		5/6	第 6 次三河港港湾計画が策定・公表（六条潟に「自然的環境を整備又は保全する区域」を設定）		
		5/24	「食と緑の基本計画 2015」策定		
		5/27	「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2015」策定		
		5/31	名古屋港が「国際バルク港湾（穀物）」に選定		
		6/11	平成 23 年度愛知の水産研究活動報告会（於名古屋市・水産会館）		
		8/6	水産試験場公開デー（於蒲郡市・水産試験場）		
		8/25～26	六条潟で苦潮被害発生（アサリ稚貝へい死量約 2,000 トン）		
		10/6	親鰻放流祭（於西尾市）		
		11/10～15	あいちのふるさと農林水産フェア（於名古屋市・丸栄）		
		11/19	研究集会「第 7 回伊勢湾・三河湾の環境と漁業を考える」開催（於名古屋市・名古屋港湾会館）		
		11/25	愛知県及び三重県の「漁業に関する協定」を締結		
					この年の豊川河口六条潟のアサリ稚貝採捕量は 1,323 トン（採捕許可期間：①7/1～9/20、②10/1～11/30：苦潮被害で未採捕）
					ノリ養殖経営体数は 254 経営体（水産業の動き 2013）
		2012	H24	2/24	平成 23 年度水産試験場研究発表会（於蒲郡市・水産試験場）
2/27	「あいちの四季の魚」8 種類を公表 春（アサリ、コウナゴ）、夏（ウナギ、シラス）、秋（ガザミ、スズキ）、冬（トラフグ、ノリ）				
3/9	愛知県漁業調整規則を改正し、小型機船底びき網漁業に「渥美外海板びき網漁業」を追加（4/1 施行）				
3/14	あいちの四季の魚（春：アサリ、コウナゴ）の PR で、県漁連が県知事を訪問（於名古屋市・愛知県公館）				
3/21	漁港漁場整備基本方針が変更				
3/23	第 3 次漁港漁場整備長期計画が閣議決定（H24～28、安全な地域づくり、力強い水産業づくり、水産環境整備の推進）				
3/24	県知事、災害廃棄物の受入れ候補地に名港南 5 区とする旨表明				
3/28	県漁連、災害廃棄物受入れの風評被害に反発し、知事宛に質問書を提出				
3/31	渥美外海板びき網漁業許可証交付式（於名古屋市・水産会館）				

		4/1	(財)愛知県水産業振興基金が公益財団法人に移行
		4/1	3.11 東北大地震復旧事業で、宮城県へ水産職員を派遣（年3名・4ヶ月交代）
		4/	第3次漁港漁場整備長期計画（H24～28）により、漁港関係では赤羽根・豊浜・知柄・西幡豆・一色・師崎・篠島・鬼崎・上野間漁港を、漁場関係では遠州灘（魚礁2地区）・三河湾（干潟浅場）を整備
		4/2	高栄養繁殖性ノリ品種「あゆち黒吉（くろきち）」が種苗法に基づき、品種登録
		4/5	県知事、災害廃棄物100万トン受入れを発表、処分場候補地は3ヶ所
		4/12	県漁連、震災ガレキ受入れの公表に反発し、抗議書を提出
		5/18	県漁連、災害廃棄物抗議書に対する県回答に納得せず、容認できない旨意見書を提出
		6/9	平成24年度愛知の水産研究活動報告会（於名古屋市・水産会館）
		7/26	毎日新聞、「愛知県漁連がガレキ計画に反発し、公共工事の協議応じず」と報道
		8/4	水産試験場公開デー（於蒲郡市・水産試験場）
		8/8	第20期愛知海区漁業調整委員会公選委員就任（任期はH28/8/7まで）
		8/23	県知事、環境省の方針を受け、災害廃棄物受入れ撤回を表明
		9/1	第20期愛知海区漁業調整委員会知事選任委員就任（任期はH28/8/31まで）
		9/10	ウナギ資源の利用管理に関する講習会（於蒲郡市・水産試験場）
		9/30	台風17号が本県東部に上陸、アサリ漁場に被害（三谷、東幡豆、佐久島、日間賀島等）
		10/1	県漁連、「災害廃棄物への県の対応（9/14付け）」への見解を意見書として提出
		10/1	愛知県のシラス漁業が水産エコラベル（MEL）認証を取得（全国17例目）
		10/5	うなぎ供養・放流祭（於西尾市）
		10/30	県知事、全国初の総合的なウナギ資源保護の取組みを発表
		11/3	観賞魚育種シンポジウム（於弥富市・産業会館）
		11/10	地域研究集会「第8回伊勢・三河湾の環境と漁業を考える」（於三重県松阪市）
		11/15～20	あいちのふるさと農林水産フェア（於名古屋市・丸栄百貨店）
		12/1	第19期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期はH28/11/30まで）
		12/5	県漁連、理事会で名港高潮防波堤改良工事の容認を決定
		12/11	県漁連会長と副知事が面談し、災害廃棄物問題で拗れた信頼関係が修復
		12/23	「愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」変更（漁獲努力可能量TAE制度に係る項目の変更）
		12/28	地域団体商標に「豊橋うなぎ」登録（ウナギで全国2例目）
		12/28	「愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」変更（スルメイカの追加、マイワシが数量配分に変更）
		12/28	第3次漁港漁場整備長期計画（H24～28）に即した「愛知県圏域総合水産基盤整備事業計画」策定（圏域：知多北部、知多南部、西三河西部、西三河東部、蒲郡市、渥美、水産環境）
			この年の豊川河口六条潟のアサリ稚貝採捕量は4,092トン（採捕許可期間：①6/29～8/31、②9/1～11/30）
			ノリ養殖経営体数は233経営体（水産課調べ）
2013	H25	1/16	県知事、農林水産大臣にウナギ対策を陳情
		1/29	愛知県漁業調整規則を改正し、内湾の小型機船底びき網漁業の馬力数制限を127KWから260KWに緩和（2/1施行）
		2/1	県漁連、理事会でH24/10/1付け意見書の県回答（H25/1/29付け）を報告し、承認（災害廃棄物問題が決着）

2/1	環境省、ニホンウナギを絶滅危惧 1B 類に指定
2/22	平成 24 年度水産試験場研究発表会（於蒲郡市・水産試験場）
6/15	平成 25 年度愛知の水産研究活動報告会（於名古屋市・水産会館）
7/12	水産試験場、アルビノチョウテンガン開発を発表（展示は水産試験場公開デー）
7/16	関東・東海地区漁港漁場協議会（於名古屋市・アイリス愛知）、7/17：視察（於常滑市・鬼崎漁港、於南知多町・津波高潮防災ステーション）
7/27	水産試験場公開デー（於蒲郡市・水産試験場）
9/6	あいちの四季の魚（秋：ガザミ）の PR で、県漁連が県知事を訪問（於名古屋市・愛知県公館）
11/1	第 13 次漁業センサス実施
11/14～19	あいちのふるさと農林水産フェア（於名古屋市・丸栄百貨店）
11/21	全国漁港漁場整備技術研究発表会（於名古屋市・ウィル愛知）、11/20：レセプション（於名古屋市・アイリス愛知）、11/22：視察（於西尾市・西三河漁協高度衛生管理型荷捌き施設）
11/27	ノリ高水温耐性品種「あゆち黒誉れ」を種苗法に基づき品種登録出願
12/1	あいちの四季の魚（冬：ノリ）の PR で、県知事が第 1 回共販に参加（於半田市・愛知県漁連海苔流通センター）
12/11	県漁連、衣浦港港湾計画改訂に合意
	シラスウナギが 5 年ぶりに好漁
	この年の豊川河口六条潟のアサリ稚貝採捕料は 3,184 トン（採捕許可期間：①7/1～9/20、②10/1～11/30）
	ノリ養殖経営体数は 215 経営体（水産課調べ）

時の話題（その 20：平成 21 年から平成 25 年まで）

○東日本大震災

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒（日本時間）、仙台市東方沖 70km の太平洋海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模は、M 9.0 で、日本周辺における観測史上最大の地震である。

死者・行方不明者は 18,000 人超、建築物の全壊・半壊は合計 40 万戸。

国は震災による直接的な被害額を 16 兆円から 25 兆円と試算しているが、世界銀行の推計によると、自然災害による経済損失額としては史上 1 位である。

地震発生時には、県議会農林水産委員会の最中で、自由民主党 S 委員の質問に対し、O 園芸農産課長が答弁を行っていた。異常な長周期の揺れが長時間続いたため委員会室が響めき、答弁終了後、委員長が急遽休憩を取った。

被災地支援の一環として、宮城県多賀城市の避難所へ水産課 N 主任（当時）が第 1 陣として派遣された。当時は水道が断水状態で入浴もままならず、1 日の食料はロールケーキ 2 本（バニラ味とモカ味）、おにぎり 1 個。

○水産物の放射性物質

東日本大震災の津波によって福島第 1 原子力発電所が被災し、大量の放射性物質が海域に流出した。

平成 23 年（2011 年）4 月 5 日の新聞に、茨城県沖で漁獲されたイカナゴから高濃度の放射性物質（ヨウ素 131、1,900Bq/kg）が検出された旨大きく報道された。初めて暫定基準値（500Bq/kg）を超えた水産物であった。

23 年（2011 年）の本県イカナゴ漁は不運続きで、解禁日が東日本大震災当日で、終漁日がこの件の報道日と重なった。漁期を通じて魚価安であったが、前年からの繰越在庫やイカナゴ流通業者の被災も大きく影響したようだ。シラスについては、特に風評被害もなく、魚価も良かった。

本県の水産物は、国（原子力災害対策本部）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、放射能検査の対象外となった。他県の放射能検査結果や黒潮の影響、本県漁業の特性（沿岸漁業中心）、環境部による大気・海水のモニタリング結果から見ても、本県産水産物は安全と判断された。

○水産試験場

〈キングヨの新たな利用法の開発〉

名古屋大学との共同研究で、水泡眼と呼ばれる品種の水疱由来の液体（水疱内液）がキングヨ卵の保存やメダカの細胞培養、ヒト血管内皮細胞の増殖に有効であることが明らかになった。

水疱内液は、水泡眼の水疱から注射器を使って繰り返し採取できるので、水疱内液の更なる応用法の開発に取り組むこととした。

〈ノリ新品種「あゆち黒吉」を開発〉

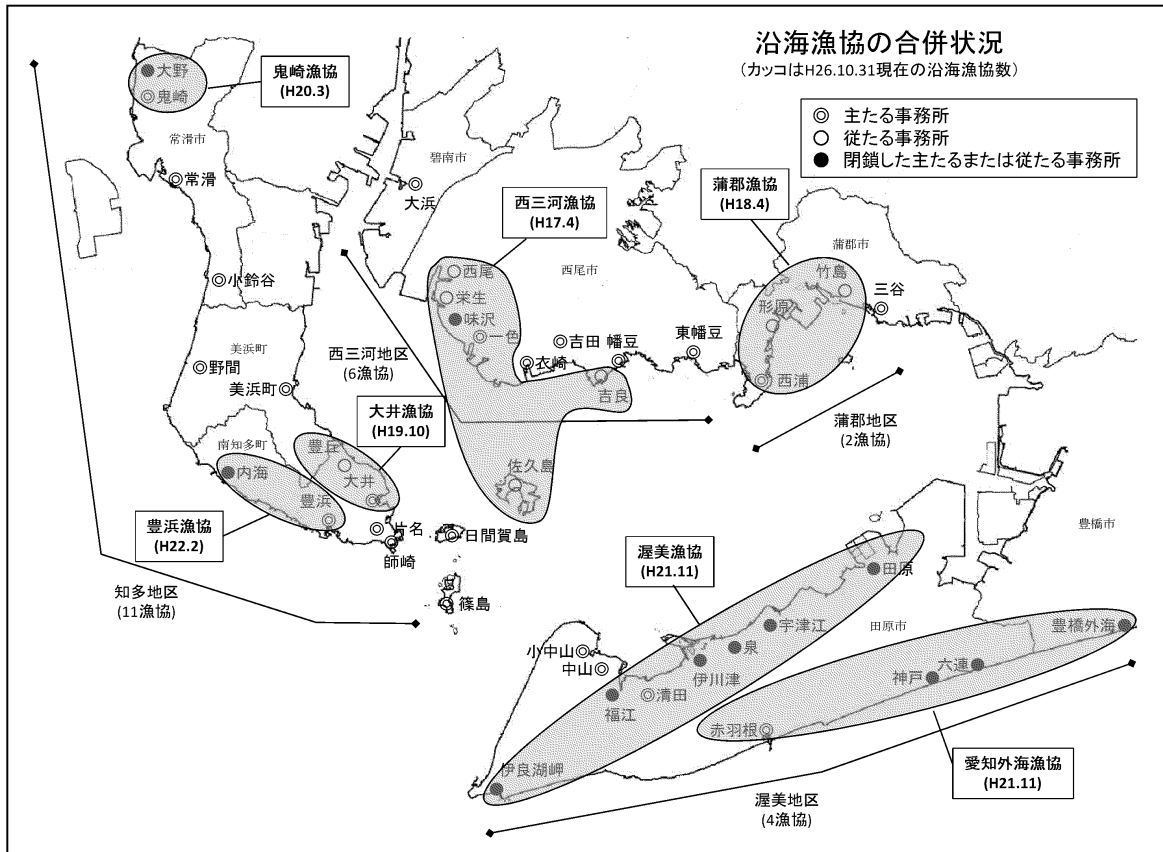
地球温暖化に伴う秋季の高水温によって、ノリ養殖の生産枚数が減少している。水産試験場では、高水温による被害の軽減や、市場価値の高い色調が濃い品種の開発を行うため、保有するノリ系統「愛知 8 号」を様々な条件下で培養し、選抜育種を繰り返して「あゆち黒吉」を作出した。

「あゆち黒吉」の品種特性評価については、県漁連と共同して、室内培養試験や野外養殖試験を行い、標準的なノリ系統（品種登録審査の際に比較対照品種として用いられているスサビノリ基準品種「U-51」）と比較して、栄養繁殖性が高いこと（単胞子を多く放出すること）、葉体の色調が濃いことが確認された。平成 21 年（2009 年）3 月、種苗法に基づき県漁連と共同で農林水産省に品種登録申請を行ったところ、24 年（2012 年）4 月に登録された。

○漁協合併

愛知県漁連が進める「漁協合併の促進に関する基本計画」（H11/3 策定、H15/3 変更）に基づき、渥美地区では、20 年（2008 年）11 月に 7 漁協（田原、宇津江、泉、伊川津、清田、福江、伊良湖岬）が合併し、渥美漁協を設立した。また、同日、赤羽根漁協が豊橋市外海・六連・神戸の 3 漁協を吸収合併し愛知外海漁協に名称変更した。

知多地区では、21 年（2009 年）2 月に豊浜漁協が内海漁協を吸収合併した。



○渥美外海における板びき網漁業の制度化

板びき網（まめ板網）漁業の制度化については、昭和30年（1955年）12月の海区漁業調整委員会において認知されたが、31年（1956年）の「小型機船底びき網漁業取締規則」一部改正以降、水産庁等に対する制度化の陳情や関係漁業者との調整が進められ、伊勢湾では39年（1964年）、三河湾では45年（1970年）に実現した。それぞれの経緯については、愛知の水産史（その8：昭和36年から昭和40年まで）、同（その9：昭和41年から昭和45年まで）に記した。

残る渥美外海については、28年（1953年）12月に設立された「外海底曳組合」（S40/10頃、「外海底びき網漁業協会」に名称変更）が制度化に取り組んできたが、三重・静岡両県の同意が得られなかった。特に三重県漁業者は、本県の小型機船底びき網漁業者が三重県沿岸で操業を行い、漁具被害を与えるなどの行為を繰り返したとして、制度化に強く反対してきた。

本県関係漁業者は、三重県漁業者の不信感を解消し、同意を得るため、次のような血を流す努力を行ってきた。

- ・ 46年（1971年）、三重県漁業者とのトラブルを回避するための自主規制ライン（6マイル線）を設定（6マイル線以西は操業禁止）。
- ・ 48年（1973年）、操業漁船30隻を自主減船。
- ・ 57年（1982年）の水産庁の指導（愛知・三重両県漁業者による民間操業協定の締結）に基づき、漁業者間交流の促進や、三重県行政と意見交換の実施。
- ・ 平成15年（2003年）2月、水産庁の指導により、外海で操業する板びき網船全船に、GPSを利用した位置監視システムを搭載。

こうした中、平成18年（2006年）10月、三重県が本県に協議せず一方的に渥美外海において「さより船びき網漁業」を許可したことを発端に、水産庁の指導を得て、渥美外海における各種の漁業調整上の問題を検討するため、両県の行政・漁業関係者、水産庁を構成員とする「伊勢湾口海域の水産資源の管理と利用のあり方検討会」が21年（2009年）5月に設置され、さより船びき網を解決した後に、水産庁K課長補佐の精力的な指導を得て、板びき網についても検討が行われた。

議論の中で大きな問題となったのが、板びき網操業区域の西端となる三重県側ライン（禁止ライン）で、この画定のため、「愛知・三重連合海区漁業調整委員会禁止ライン検討・画定協議」が設置され、23年（2011年）11月14日開催の第2回会議で禁止ラインが決定された。同年11月25日には愛知・

三重両県の漁業に関するバイブルとも言える「漁業に関する協定」が締結され、漁業調整規則改正等の一連の事務を経て、翌 24 年 4 月 1 日に「渥美外海板びき網漁業」として制度化された。外海底びき網漁業協会の 60 年の永きにわたる悲願がここに成就した。

この事務に携わった O 主任主査（当時）は、制度化が実現できたポイントとして、次の 2 点をあげている。

- ・ 今般の社会情勢（情報社会、コンプライアンス等）の中、水産庁は、小型機船底びき網漁業取締規則所管省庁として、非制度化の状態（水産振興施策の対象にできない）をこれ以上放置できなくなった。
- ・ 外海底びき網漁業協会が一致団結し、関係漁業者（三重県及び愛知県内）の理解を得るため、長年に渡り、一致団結して秩序維持に努力してきた。

その結果、三重県内に理解者を得ることができ、愛知県内の他業種の漁業者にも制度化の意思統一がなされたため、制度化交渉時に一枚岩となって対応できたと結んでいる。

○河川漁業初の漁業許可

木曾川では動力船でマンガを曳いてシジミを採る漁法が昔からあった。

この種の漁法については、水産庁から漁業許可が必要との見解が示されたため、隣県の動向を踏まえつつ、関係者と協議を行い、平成 23 年（2011 年）3 月、シジミを対象とした貝けた網漁業として許可した。

制度化に先立ち、シジミ漁業を組合事業とする漁業生産組合が 2 組合設立された。

○「あいちの四季の魚」の選定

「県の魚」クルマエビは、平成 3 年（1991 年）10 月に開催された第 11 回全国豊かな海づくり大会の開催に合わせて、2 年（1990 年）9 月に選定された。

本県産水産物の PR を進めるため、県知事の後押しもあって、季節を代表する魚種として「あいちの四季の魚」を季節毎に 2 種類ずつ選定することになった。

全国上位の漁獲量、資源増大の取組、高い知名度、イメージアップを選定基準として、本県の主要水産物の中から関係市町・消費者・学識経験者等の意見を聴いて次の 8 魚種が選定され、24 年（2012 年）2 月に公表された。

春：アサリ、イカナゴ

夏：ウナギ、シラス

秋：ガザミ、スズキ

冬：トラフグ、ノリ

○シラスウナギ 4 年連続不漁

シラスウナギは、これまで 2 年連続の不漁が一度もなかったが、平成 22 年（2010 年）から始まった不漁が 25 年（2013 年）まで 4 年も連続して不漁となり、池入れ価格が 1kg 当たり 300 万円を超える異常事態となった。

24 年（2012 年）10 月、本県では、全国に先駆けて、総合的なうなぎ資源保護の取組を内水面漁協、養鰻関係団体と協力して実施された。

- ・ 下りうなぎの保護（漁獲の自粛や再放流、ポスターによる啓発）
- ・ しらすうなぎの保護（しらすうなぎの採捕日数の縮減）
- ・ うなぎの放流（親うなぎの放流と、優良な放流うなぎの開発）

25 年（2013 年）2 月には環境省がニホンウナギをレッドリストの「絶滅危惧種 1B 類」に指定したこともあり、より一層の資源保護が求められている。

なお、シラスウナギ問題の抜本的な対策は、ウナギ人工種苗生産の実用化である。（独）水産総合研究センターは、22 年（2010 年）4 月、世界で初めてウナギの完全養殖に成功した旨を発表した。この完全養殖とは、「人工的にふ化させたウナギを親として、次世代のウナギを人為的に育てることのできるライフサイクルの確立」を指している。

○第 6 次愛知県栽培漁業基本計画の策定

平成 23 年（2011 年）3 月、沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）に基づき、栽培漁業による沿岸漁場資源の維持増大や漁業経営の安定を図るため、第 6 次愛知県栽培漁業基本計画（水産動物の種苗の放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）が策定された。

6 次計画における新たな取組は、次の 3 点。

- ・ 「県境を越えた共同生産」を進めて、効率的な生産体制を目指す。
- ・ 資源管理施策や漁場整備事業等との連携を強化して、獲り残した放流種苗の一部から再生産を確保する。
- ・ 複数の都道府県の漁業者が利用する広域種資源について、共同で資源管理を行う。

本県の取組としては、三重県～静岡県海域で漁獲されるトラフグ資源について、(社)全国豊かな海づくり推進協会と静岡・愛知・三重の 3 県が協力して、集中的な適地への種苗放流、標識放流による効果調査、小型魚保護のための漁獲規制等を実施する。

6 次計画で推進する魚種は、前計画と同じ 7 魚種であるが、生産数量（増加）や放流サイズ（大型化）の見直しが行われた。また、ミルクイが新たに技術開発種に選定された。更に、種苗サイズの大規模化により、全魚種共に中間育成なしで直接放流されている。

○干潟・藻場の維持・管理…漁場環境・生態系保全対策協議会

海の生態系維持や水質浄化に重要な役割を果たす干潟や藻場の機能維持・回復を図るため、平成 21 年（2009 年）、漁業者を始め行政機関、NPO 等で構成する活動組織「漁場環境・生態系保全活動協議会（事務局：県漁連）」に対して、水産庁が県・市町と連携して支援を行うこととなった。

県内の活動組織は、6 団体（所在市町：常滑市、美浜町、南知多町、西尾市、蒲郡市、田原市）。活動内容は、有害生物駆除（腹足類、節足類等）、アマモ場造成、耕耘、海浜清掃など。

○水産エコラベル（MEL）認証

水産エコラベル（MEL）認証とは、水産資源の保護と生態系の保全に積極的に取り組んでいる漁業を「マリンエコラベルジャパン（H19、(社)大日本水産会が設置）」が認証制度で、このラベルがついた水産物を消費者の方が選ぶことで、将来にわたり水産資源を持続的に利用する漁業を応援することを狙いとしている。

平成 22 年（2010 年）3 月、シラス・イカナゴ連合会が本県イカナゴ漁で水産エコラベル（MEL）認証を取得した（全国で 4 例目）。また、24 年（2012 年）10 月、同じくシラス・イカナゴ連合会が本県シラス漁で水産エコラベル（MEL）認証を取得した（全国で 17 例目）。